

民泊におけるレジオネラ症予防



近年増加している訪日外国人観光客の宿泊ニーズへの対応や、高齢化社会の中で増加している空き家の有効活用等の観点から、「民泊」サービスが国内においても急速に普及しています。民泊を行なう場合には、感染症まん延防止等の公衆衛生の確保や、地域住民等とのトラブル防止に留意したルール、適切な法律下での対応の必要性から、平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が成立しました。

住宅宿泊事業法では、宿泊者の衛生確保を図るために必要な措置（第 5 条）を講じなければならないとされており、具体的には住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）にてその措置が示されています。

ガイドラインにはレジオネラ属菌による感染症で、病型として劇症型の肺炎と一過性のポンティアック熱がある「レジオネラ症」を予防する為の措置が求められ、備え付けの設備を維持管理する事が記載されています。

【維持管理が必要な備え付けの設備】

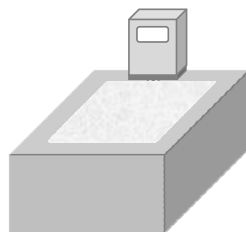
- ・循環式浴槽（追い炊き機能付き風呂・24 時間風呂など）
- ・加湿器

【維持管理の方法】

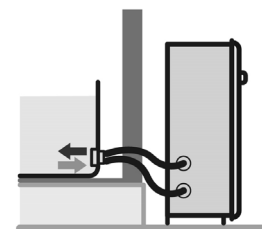
- ・宿泊者が入れ替わるごとに浴槽の湯は抜く
- ・加湿器の水を交換する
- ・汚れやぬめり（生物膜）が生じないように定期的に洗浄等を行う
- ・取扱説明書に従って維持管理する



加湿器



24 時間風呂



追い炊き機能付き風呂

レジオネラ属菌は、生物膜の中（20～45℃の温度域）で増殖します。加湿器内部や浴槽、浴槽配管、貯湯槽、シャワー（ホース）等の湯水がたまる場所は、汚れや生物膜が生じやすい為、レジオネラ属菌の温床となる事がありますので、重点的な管理が必要となります。加湿器の維持管理として、ザ・ナイツレポート No. 19003 もご参照下さい。

当社は水道法第 20 条、登録建築物飲料水水質検査業の他、レジオネラ属菌検査を含む浴槽水やプール水の水質検査機関です。

詳しくは、当社 **環境技術部 貝森、阪口（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 318、412）** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | ⑤アスベスト分析 |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析 |
| ③水道法第 20 条に基づく水質検査 | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析 | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |